

用語	用語の意義	記載頁	法律・法令等
<b>【あ行】</b>			
<b>安否情報</b>	<p>個人の生死及び負傷の程度に関する状態、避難住民の所在等の安否に関する情報であり、氏名、性別等の個人を識別するための情報を含むもの。</p> <p>なお、安否情報を収集する対象者は、日本人、外国人の別は問わない。</p>	5, 20, 21, 22, 25, 56, 57, 58	国民保護法 第 94 条第 1 項
<b>NBC 攻撃</b>	核兵器 (Nuclear)、生物兵器 (Biological)、化学兵器 (Chemical) による攻撃。	11, 55, 59, 60, 61, 67, 69	
<b>応急公用負担</b>	<p>都道府県知事や市町村長が他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。</p> <p>1 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合であること。</p> <p>2 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときであること。</p>	15, 62	国民保護法 第 113 条
<b>【か行】</b>			
<b>危険物質等</b>	<p>武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む）で、施行令で定めるもの。</p> <p>【例】ガソリン、火薬類、毒物・劇薬、高圧ガス、核燃料物質、生物化学兵器に使用されるような生物剤化学兵器に使用されるような化学剤等</p>	53, 65, 66	国民保護法 第 103 条第 1 項  国民保護法 施行令第 28 号
<b>基本指針</b>	政府が武力攻撃事態等に備えて、国民保護のための措置に於てあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。	1, 11	国民保護法 第 32 条
<b>急性ストレス反応</b>	急性ストレス障害ともいう。通常の人間の経験範囲を超える、激しいストレスにさらされた時に発生する精神的反応。急性ストレス反応が 3 か月以内に自然治癒すると言われていたのに対し、慢性化し、治療に時間がかかるものが PTSD（心的外傷後ストレス障害）と言われる。	77	
<b>緊急消防援助隊</b>	<p>消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条の 4 第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。</p> <p>広域応援体制の充実強化を図るために法定化され、全国の消防本部が隊を登録している。</p>	63	
<b>緊急対処事態</b>	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（いわゆる大規模テロ等）で、国家として緊急に対処することが必要なもの。	1, 5, 11, 32, 79	事態対処法 第 25 条第 1 項

用語	用語の意義	記載頁	法律・法令等
<b>国の対策本部</b>	<p>対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が閣議にかけて臨時に内閣に設置するもので、正式には武力攻撃事態等対策本部という。</p> <p>国の対策本部を置いたときは、内閣総理大臣は、当該対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならないと規定されている。</p>	39, 67	<p>事態対処法 第 10 条第 1 項</p> <p>国民保護法 第 24 条</p>
<b>国の対策本部長</b>	<p>国の対策本部の長のことで、正式には武力攻撃事態等対策本部長という。</p> <p>内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故あるときは、あらかじめ指名する国民大臣)をもって充てると規定されている。</p>	37, 47, 48, 51, 52, 79	事態対処法 第 11 条第 1 項
<b>警戒区域</b>	<p>武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに市町村長が設定することができる区域。</p> <p>都道府県知事は、緊急の必要があると認めるときには、自ら警戒区域を設定できる。</p> <p>警戒区域内への立入制限や立入禁止又は区域からの退去を命ずることができるとされている。</p>	5, 33, 34, 52, 60, 61, 62, 67	国民保護法 第 114 条
<b>ゲリラ</b> 【西 guerrilla】	<p>戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方かく乱によって戦争を継続する方法。そのような展開になった戦争、さらに、そうした戦争を行う組織を言う。</p>	11, 52, 53, 60, 79	
<b>県対策本部</b>	<p>対処基本方針の閣議決定により、総務大臣を経由して内閣総理大臣から対策本部を設置すべき県の指定の通知を受けて知事が設置するものであり、正式には奈良県国民保護対策本部という。</p>	43, 45, 47, 63	国民保護法 第 25 条、 第 27 条
<b>県対策本部長</b>	<p>県の対策本部の長のことで、正式には奈良県国民保護対策本部長という。</p> <p>知事をもって充てることと規定されており、権限などについては、「奈良県国民保護対策本部等に関する条例」に規定されている。</p>	37, 38, 51	国民保護法 第 28 条
<b>現地調整所</b>	<p>事態の対応に機敏に対応できるよう、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等)との調整のために必要と認める場合に設置される。</p>	37, 38, 40, 47, 49, 52, 60, 61, 63, 67, 69	
<b>国際人道法</b>	<p>1949 年 8 月 12 日ジュネーヴ諸条約とジュネーヴ諸条約に対する第一追加議定書及び陸戦ノ法規慣例二関スル条約等、人道的考慮に基づいて作成された国際法のうち国際的な武力紛争において適用されるものをさす。具体的には、武力紛争時に発生する傷病者や捕虜の待遇、条約の重大な違反行為である非人道的行為の処罰などを定めたもの。</p>	3	

用語	用語の意義	記載頁	法律・法令等
<b>国民保護法</b>	法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号) 平成16年6月14日成立、同年9月17日施行	1,2,3, 5,33,34, 42,62,65, 66,78	
<b>国民保護計画</b>	政府が定める国民の保護に関する基本方針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。 都道府県は17年度、市町村は18年度に作成。	1,2,5, 11,16,17, 25,53,55, 79	国民保護法 第35条
<b>国民保護業務計画</b>	指定公共機関が基本指針に基づき、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画に基づき、それぞれが実施する国民保護措置の内容や実施方法などに関して定める計画のこと。	16	国民保護法 第36条
<b>【さ行】</b>			
<b>災害時要援護者</b>	災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動を取ることが特に困難な者で、「災害弱者」と呼ばれることもある。 具体的には、一人暮らしや寝たきり等の高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等が考えられる。	26,44,49, 50	
<b>市国民保護協議会</b>	市の区域に係る国民保護措置に関し広く住民の意見を求め、国民保護措置に関する施策を総合的に推進するために設置された機関。 所掌事務は、市長の諮問に応じて市の区域に係る国民保護措置に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べることである。	2,16	国民保護法 第40条
<b>市対策本部</b>	対処基本方針の閣議決定により、総務大臣を経由して内閣総理大臣から対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けて市長が設置するものであり、正式には桜井市国民保護対策本部という。	13,24,32, 33,35,36, 38,40,55, 57,61,63, 65,67	国民保護法 第25条、 第27条
<b>市対策本部長</b>	市の対策本部の長のことで、正式には桜井市国民保護対策本部長という。 市長をもって充てることと規定されており、権限などについては、「桜井市国民保護対策本部及び桜井市緊急処理事態対策本部条例」に規定されている。	13,36,37, 38	国民保護法 第28条
<b>自主防災組織</b>	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力しあって「自らのまちは自らで守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。	3,17,18, 24,25,31, 41,44,49, 50	災害対策基本法 第5条、第8条
<b>事態対処法</b>	法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成15年法律第79号) 平成15年6月6日成立、同年6月13日施行		国民保護法 第1条

用語	用語の意義	記載頁	法律・法令等
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、施行令で定められた機関。	3,4,16, 33,37,38, 39,40,41, 51,55	事態対処法 第 2 条第 1 項 第 6 号
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人の意見を聴いて当該都道府県知事が指定するもの。	3,4,16, 37,39,41, 47,51,55	国民保護法 第 2 条第 2 項
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関。	17	
指定行政機関	いわゆる国の省庁のことであり、施行令において定められた機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省、防衛施設庁	37,39,40	事態対処法 第 2 条第 4 号  事態対処法 施行令第 1 条
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の地方行政機関で、施行令において定められた機関。 沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所	39,40	事態対処法 第 2 条第 5 号  事態対処法 施行令第 2 条
生活関連等施設	武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次のいずれかに該当する施設で、施行令に定めるもの。 1 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設。 2 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。 【例】一定条件以上の発電所、浄水施設、危険物等の取扱所、放送施設、駅等	27,28,34, 65	国民保護法 第 102 条第 1 項

用語	用語の意義	記載頁	法律・法令等
<b>【た行】</b>			
<b>特定物資</b>	救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とするものが取り扱うもの。救援に必要な物資とは、医薬品、食品、寝具、医療用具その他衛生用品、飲料水、被服、その他生活必需品、建設資材（収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る）燃料などをいう。	15	国民保護法 第 81 条
<b>地域防災計画</b>	災害対策基本法により都道府県及び市町村防災会議が作成を義務付けられている防災に関する計画。 自然災害、大規模な火事・爆発その他を対象とする。	4, 36, 71, 72	災害対策基本法 第 42 条
<b>テロ</b>	テロリズム【英 terrorism】の略。 一定の政治目的のために、暴行等の直接的な恐怖手段に訴える主義。また、その行為。	11, 31	
<b>特殊部隊</b>	高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行するエリート集団。	11, 52, 53, 60, 79	
<b>トリアージ</b>	一度に多数の傷病者が発生した場合、限られた資源のもとで、最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること。	63	
<b>【は行】</b>			
<b>PTSD</b> (心的外傷後ストレス障害)	post-traumatic stress disorder の略語。 強烈なストレスの後に、不安、抑うつ、頭痛等が持続すること。日本では、阪神・淡路大震災後の心理的ケアの問題として注目されるようになる。	77	
<b>避難実施要領</b>	避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法等に関し定める要領。	5, 26, 45, 46, 47, 48, 49, 51, 52	国民保護法 第 61 条
<b>武力攻撃</b>	わが国に対する外部からの武力攻撃。 (計画においては、4 類型を想定している。)	12, 20, 31, 34, 37, 44, 52, 59, 62, 64, 79	事態対処法 第 2 条第 1 項 第 1 号
<b>武力攻撃災害</b>	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害。	3, 4, 5, 12, 15, 17, 19, 20, 21, 26, 29, 31, 42, 54, 57, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 69, 70, 71, 72, 76, 77, 79	国民保護法 第 2 条第 4 項
<b>武力攻撃事態</b>	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。	11, 16, 36, 44	事態対処法 第 2 条第 1 項 第 2 号
<b>武力攻撃予測事態</b>	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。	44	事態対処法 第 2 条第 1 項 第 3 号

用語集

用語	用語の意義	記載頁	法律・法令等
<b>武力攻撃事態等</b>	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態。	1, 2, 3, 4, 10, 12, 14, 15, 16, 18, 19, 20, 21, 24, 27, 29, 31, 32, 34, 36, 38, 41, 43, 48, 55, 61, 73, 78, 79	事態対処法 第1条
<b>【や行】</b>			
<b>要避難地域</b>	国の対策本部長が示す住民の避難が必要な地域をさす。なお、住民の避難先となる地域を「避難先地域」という。	38, 46, 47, 49, 50, 52	国民保護法 第52条第2項 第1号
<b>【ら行】</b>			
<b>利用指針</b>	武力攻撃事態等において、特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう）の利用に関し、国民保護措置を含む対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るために国の対策本部長が定めることができる指針のこと。	47, 48	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 第6条等